○財務省告示第百十五号

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十九条第一項第二号の規定に基づき、同号に規定する所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百八十九条第一項に規定する財務大臣が定める方法及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法を定める件（平成二十四年三月財務省告示第百十六号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月一日以後に支払うべき法第二十九条第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき当該給与等については、なお従前の例による。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

本文中「第百八十五条第一項」を「第百八十五条第一項第一号」に改め、「該当する旨の記載があるとき」の下に「（当該勤労学生が同号ロ又はハに掲げる者に該当するときは、当該給与所得者の扶養控除等申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、同法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があったとき）」を、「同居特別障害者」の下に「（これらの障害者又は同居特別障害者が同法第百九十四条第四項に規定する国外居住親族である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた当該障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額			給与所得控除の額
以上		以下	
円	円以下	円	
135,416	135,417	149,999	54,167円
150,000	150,000	299,999	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×40％
300,000	300,000	549,999	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×30％＋15,000円
550,000	550,000	833,333	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×20％＋45,000円
833,334	833,334	999,999	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×10％＋100,000円
1,000,000	1,000,000	円以上	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×5％＋141,667円
			191,667円

（注）　給与所得控除の額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもってその求める給与所得控除の額とする。

○財務省告示第百十六号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

輸入統計品目表第一七〇三・一〇号中

―――その他のもの	091	MT
―――アルコールの製造用のもののうち、関税割当制度による数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）以内のもの	099	MT
―――その他のもの	090	MT

を

――その他のもの	090	MT

に

改める。

輸入統計品目表第一七〇三・九〇号中

――その他のもの		
―――アルコールの製造用のもので、共通の限度数量以内のもの	091	MT
―――その他のもの	099	MT
――その他のもの	090	MT

を

――その他のもの	090	MT

に

改める。

輸入統計品目表第五〇二一・〇〇号中

―――繊度が21中のもの		
――――農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第2条第3項に規定する日本農林規格に定める生糸の2Aの等級のもの	212	KG
――――その他のもの	213	KG
―――繊度が21中のもの	215	KG

を

―――繊度が21中のもの		
――――農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第2条第3項に規定する日本農林規格に定める生糸の2Aの等級のもの	222	KG
――――その他のもの	223	KG
―――繊度が21中のもの	225	KG

に、

を

改める。

○財務省告示第百十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項の規定に基づき、平成二十七年度における輸入基準数量及び同年度における協定対象外輸入基準数量を次のように告示する。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項に規定する輸入基準数量は、平成二十七年度につき次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名		輸入基準数量
一		一・七トン
二		〇トン
三		一四トン
四		三九、四七〇トン
五		一、六二五トン
六		一六トン